

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

安全・安心で交流を促進するみなとづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大分県

3 地域再生計画の区域

臼杵市の区域の一部（臼杵港及び東深江漁港）

4 地域再生計画の目標

（1）地域の現況

計画区域は、大分県の東南部に位置し、北、西、南の三方を山に囲まれ、海岸線はリアス式海岸特有の海岸線に切り立った崖が続く複雑な地形を有している地域である。

東に豊後水道を臨むように漁業集落が点在し、古くから一本釣り、まき網、延縄、底引き網等の漁業が盛んな地域であり、この地域の各漁業集落の拠点となっている漁港のうち、東深江漁港（地区人口 199 人、漁業者数 33 人）は、地元漁船の準備、陸揚げ、休憩などの漁業活動を支える漁港としてのみならず、地域の流通拠点及び避難港として中心的な役割を担っている。

また、本区域はリアス式海岸と山に囲まれた地形のため、地震や風水害等の災害時に陸路が寸断され、陸の孤島となる危険性が非常に高く、昔から平常時はもとより災害時においても海路が担う役割が高い地域である。過去、臼杵市東部の深江地区では、唯一の幹線道路である県道が台風による災害で寸断され、集落が孤立し、海路で人や物資の輸送を行ったことがある。

（2）取組みの背景

東深江漁港（利用漁船数 76 隻）では、平成 16 年の台風 23 号により漁船の損壊等甚大な被害を受けており、現在でも、久保浦地区の漁民は被害を逃れるため、台風来襲時には事前に他港へ避難している状況である。

また、破磯地区には防波堤の港内と港外側に出荷調整などのために畜養施設を多数設置し、漁業形態に工夫をしながら操業を行っているが、これらの施設を設置している水域は防波堤の反射波や越波による被災の危険にさらされており、早期の対策が求められている。

よって、著しく港内静穏度が確保できていない久保浦地区では防波堤を新たに設置し、破磯地区においては防波堤の嵩上や消波工を行うことで、安全で効率的な漁業活動を可能にし、災害に強い漁港づくりを進める。

加えて、本区域を含む南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100～150 年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせている。文部科学省地

震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域におけるM8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は70%とされ、本計画区域においては、道路網の寸断により陸上輸送が十分機能せず、地域の生活や産業に影響を及ぼす恐れがある。

については、本区域の物流の拠点である臼杵港に、災害時の救援・救護や緊急物資輸送等の中核となる防災拠点及び海上輸送拠点を確保するため、耐震強化岸壁等の整備を行い、災害に強い地域づくりを進める。

そして、平常時は観光客や地域住民が散策など交流の場として利用する緑地について、災害時には避難緑地としても活用出来るよう整備を行う。

(3) 計画の目標

(目標1) 大規模地震に対する防災機能の向上

(地域に必要な耐震強化岸壁の整備進捗率

44%(平成26年) →

81%(平成29年) → 100%(平成32年))

(目標2) 東深江漁港の荒天時における想定被害の削減

(風浪時の侵入波による被害想定漁船隻数

4隻(平成26年) →

4隻(平成29年) → 0隻(平成32年))

(風浪時の越波・反射波による被害想定畜養施設数

11基(平成26年) →

11基(平成29年) → 0基(平成32年))

(目標3) 観光客と地域住民との交流促進

(交流拠点となる公園・緑地の面積

23.5ha(平成26年) →

23.5ha(平成29年) → 28.7ha(平成32年))

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

災害時の海上輸送拠点を確保するため、大分県地域防災計画に基づき、臼杵港に耐震強化岸壁を整備するほか、災害時に避難場所として利用する防災拠点（緑地）を整備する。また、臼杵港は、愛媛県八幡浜港と結ぶフェリー航路を有していることから、平常時は耐震強化岸壁をフェリー埠頭として活用し、物流だけでなく交流拠点としてのニーズに対応するものとともに、災害時にはフェリーによる物資輸送も行えるようにする。

また、東深江漁港においては、防波堤の新設及び改良により港内の静穏度を確保し、荒天時における係留、避難の安全性を向上させるとともに、操業コストの縮減及び種苗放流による漁獲資源の増大により所得の向上を達成させ、廃校となった小中学校を再利用した地域活性化によって安全で活力ある漁業活動の実現を図る。

5－2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5－3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金【A3003】

[施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設（臼杵港） 大分県
- ・漁港施設（東深江漁港） 大分県

[事業期間]

- ・港湾施設 平成27年度～平成31年度
- ・漁港施設 平成27年度～平成31年度

[整備量]

- ・港湾施設 水域施設、係留施設、臨港交通施設、港湾環境整備施設
- ・漁港施設 外郭施設

[事業費]

- | | |
|------|-------------------------------|
| 総事業費 | 4,291,000千円 |
| 港湾事業 | 3,301,000千円（うち交付金1,325,000千円） |
| 漁港事業 | 990,000千円（うち交付金 495,000千円） |

5－4 他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「安全・安心で交流を促進するみなとづくり計画（仮称）」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5－4－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－4－2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5－4－3 支援措置によらない独自の取組

(1) 省燃油活動推進事業

内 容 大分県漁業協同組合が策定する「浜の活力再生プラン」に基づき「省燃油活動推進事業」を活用し、操業コストの縮減による所得の向上を達成させ、地元の基幹産業である水産業の活力アップにつなげる。（水産庁支援事業）

実施主体 大分県漁業協同組合

実施期間 平成27年度～（予定）

(2) 漁業振興対策事業

内 容 大分県漁業協同組合が種苗放流を行うことで、漁獲資源の増大を図り、漁民の所得向上を達成させることで、漁業の活力向上を図る。

実施主体 大分県漁業協同組合

実施期間 平成27年度（予定）

（3）磯端会議（漁民独自の取組）

内 容 地元漁民が廃校となった小中学校を再利用し地域の活性化を目的とした団体「磯端会議」を設立した。活動内容としては、旧校舎を利用しアワビ養殖を行っている。その他の取組としては農産物直売所として「GYOSONNSTATION（漁村ステーション）」の設置や料理教室の開催、さらには地域興しの一環として、春には鯉のぼりの掲揚、秋にはカラオケ大会、冬には巨大イルミネーションの設置などを行い、学校の統廃合などにより冷え込んでいる地域に活力を復活させる取組を行っている。また、校舎を管理する臼杵市（教育委員会）もこの活動の趣旨に共感し無償で校舎を貸し付けている。

実施主体 地元漁民設立団体「磯端会議」

実施期間 平成21年度～

（4）港湾機能施設整備事業

内 容 「港湾機能施設整備事業」を活用し、係留施設の背後を埋め立てて駐車場、上屋等の整備を行い、係留施設と一体的なフェリーターミナルとして交流拠点機能の向上を図るとともに、災害時は緊急物資の荷さばきを行う防災拠点として活用する。（大分県起債事業）

実施主体 大分県

実施期間 平成27年度～平成31年度

5－5 計画期間

平成27年度～平成31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6－1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、各行政機関で実施する「事業評価」において、達成状況の評価、改善すべき事項の検討をおこなうこととする。

6－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	26年 (基準年度)	29年 (中間年度)	最終目標
目標1 大規模地震に対する防災機能の向上 (地域に必要な耐震強化岸壁の整備進捗率)	44%	81%	100%
目標2 東深江漁港の荒天時における想定被害の削減 (風浪時の侵入波による被害 想定漁船隻数) (風浪時の越波・反射波による被害想定畜養施設数)	4隻 11基	4隻 11基	0隻 0基
目標3 観光客と地域住民との交流促進 (交流拠点となる公園・緑地の面積)	23.5ha	23.5ha	28.7ha

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

6－3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（大分県企画振興部観光・地域局観光・地域振興課のホームページ）の利用により公表する。

6－4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし